

# 4月スタート!

- ①20歳以上の学生の強制加入
- ②国民年金基金

## 1. 20歳以上の学生の強制加入

今まで国民年金には任意加入とされていましたが、4月からは第1号被保険者として加入が義務づけられます。

### ◎加入の手続き

住民票のある市町村役場で手続きしなければなりません。住民票のある市町村と居住している場所が違う場合は、住民票のあるところで親などが代理として手続きすることになります。

### ◎保険料

保険料の納付義務は学生本人およびその世帯主に生じます。1か月の保険料は4月から9000円です。

### ◎保険料の免除制度

経済上の理由などから保険料を納めることが困難な場合は、申請することによって保険料の納入を免除されます。

### ◎保険料の追納制度

免除を受けた期間は、年金額を計算するうえで3分の1として計算されるため、年金額は減額されます。免除を受けた期間については10年前までさかのぼって保険料を納めることのできる追納制度があります。

## 2. 国民年金基金

国民年金加入者のより豊かな老後生活を目指して、『国民年金基金』が発足します。

国民年金基金とは、「老齢基礎年金に上乘せの年金を支給する」というものです。

### ◎基金の種類

#### ①地域型国民年金基金

同一県内に住む第1号被保険者で組織。

### 終身年金

タイプ	A	B	C
支給開始年齢	65歳	65歳	65歳
支給期間	終身	終身	終身
保証期間	15年間保証付	保証期間なし	保証期間なし
ボーナス給付	年1回払い	年1回払い	なし
支給開始前死亡給付	あり	なし*	なし*

\*付加年金相当部分に係る死亡一時金は支給されます。

### 確定年金

タイプ	I	II	III
支給開始年齢	65歳	65歳	60歳
支給期間	15年有期	10年有期	15年有期
保証期間	15年確定	10年確定	15年確定
ボーナス給付	年1回払い	年1回払い	年1回払い
支給開始前給付	あり	あり	あり

(加入例) 満40歳で加入の場合  
「終身年金」Aと「確定年金」Iを1口ずつ  
選択した場合

ボーナス給付(年1回)	
基本給付(2口目) 年金月額1万円(15年有期)	
ボーナス給付(年1回)	
基本給付(1口目) 年金月額3万円(終身)	

年金で楽しく長生き、老後も安心

### ②職能型国民年金基金

同じ職種で働く第1号被保険者で組織。

### ◎加入者

・加入対象は20歳以上60歳未満の第1号被保険者(自営業者等)。

・本人の希望により加入できます。  
・農業者年金に加入しているかた、国民年金保険料を免除されているかたは加入できません。

### ◎給付の種類

・「終身年金」と一定期間受けとる「確定年金」があります。  
・どの型を選ぶかは、あなたの自由です。ただし、1口目は「終身年金」の中から選ばなければなりません(別表参照)

・年金額は加入口数によって決まり、1口目の年金月額が3万円となります。

・加入する年齢が、46歳以上55歳未満のかたは、1口目の年金月額が2万円~1万円となります。

### ◎掛金

・1口当たりの掛金は、加入時の年齢により異なります。  
・掛金の最高限度は、月額68,000円です。  
・掛金は、指定の金融機関の口座から自動的に引き落としされます。

### ◎税の優遇

掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、受けとる年金には、公的年金等控除が適用されます。

### ②役場住民福祉課年金係へ

こんなとき	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金保険・共済組合加入者、 昼間部の学生を除く)	印鑑
厚生年金保険・共済組合に加入したとき (扶養している配偶者がいる人はあわせ て届け出を)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、 公的年金加入月日のメモ、健康 保険証、婚姻および扶養になっ た年月日のメモ
厚生年金保険・共済組合の加入をやめたとき (扶養している配偶者がいる人はあわせ て届け出を)	印鑑、年金手帳、退職年月日の メモ
第3号被保険者の配偶者が会社などを変っ たとき (厚生年金保険・共済組合)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、 健康保険証、変更年月日のメモ
配偶者の扶養になったとき (結婚したときや収入が 減ったとき)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、 公的年金加入月日のメモ、健康 保険証、婚姻および扶養になっ た年月日のメモ
配偶者の扶養からはずれたとき (離婚したときや収入が増えたとき)	印鑑、本人・配偶者の年金手帳、 扶養からはずれた日のメモ
住所、氏名が変わったとき (住民票届け出と同時にできます)	印鑑、年金手帳

## 土田⇒土田



「さとう、すずき、たかはし、たなか、わたなべ」といえば、皆さんご存じのように、日本人に多い名字です。名字の種類は全部で十万以上にも上るといわれていますが、全国どこでもこの名前を呼べば、きっとだれか振り向いてくれることでしょう。

ところで、一口に「わたなべ」といっても、「渡辺、渡部、渡邊」など、いろいろな「わたなべ」さんがいます。なかには、ふだん「渡辺」と書いていてる人でも、運転免許証などには「渡邊」と記されている人もいます。これは、わたしたち一人一人の身分関係が記録された公の帳簿である戸籍に、「渡邊」と記載されているからなのです。

さて、戸籍にはこうした旧字とは別に、誤った字や古くからの慣習で使われている俗用の字で、氏名が記載されていることがあります。例えば、「土田」が「土田」となっていたり、「初子」が「初子」と書かれていたりするケースです。

こうした人たちは、ふだんは「土田」「初子」と正しい字で自分の名前を書いていても、パスポートや免許証を取得するときなどは、戸籍に記載されている誤字や、俗字で記さなければいけないといった煩わしさがありました。

### 結婚などを機に誤字・俗字を訂正

「邊」は「辺」の旧字といわれるもので、いまではあまり使われていない漢字です。そのため、戸籍上は「邊」であっても、日常の生活では「辺」を使っている人がたくさんいるわけですね。

## 氏名の誤字や俗字などが直せます

## 新しい戸籍は正しい字で

名前に関する話

こうした不便をなくすため、今年の一月一日から、次のような場合は正しい字で、戸籍に名前が記載されるようになります。

- 結婚・転籍(本籍を別の場所に移すこと)などで新しく戸籍を作る場合
- 養子縁組などで、他の戸籍に入る場合
- ただし、俗字でも「高崎」など、一定の字については、いままでどおり記載されます。

### 旧字体から新字体への変更も可能

戸籍に記載されている誤字・俗字は、申し出によっていつでも正しい字に訂正することができます。さらに、戸籍に記載されている字が、先に挙げた「邊」のように旧字体で不便を感じている人も、新字体の「辺」に直すことができます。

戸籍上の氏名が誤字・俗字、または旧字で書かれていて、日ごろお困りのかたは、役場住民福祉課戸籍係または最寄りの法務局・地方法務局へお問い合わせください。

## 告知版

日時 場所 内容 対象 申し込み 問い合わせ

### 児童手当

の2月期分(10月~1月分)を2月8日に指定の口座に振り込みました。ご確認ください。[?]役場住民福祉課

### 固定資産課税台帳の縦覧

4月6日(土)から4月25日(木)まで(日曜・第2土曜を除く)の午前8時30分から午後5時まで(土曜は正午まで)役場税務課で行います。[?]役場税務課

### おやこ劇場地域公演

青柳常夫ふれあいコンサートみんなが主人公、思いきって歌おう

### 禁煙標語の募集

募集期間 2月28日(木)まで(当日消印有効)▼作品の送付先〒100 東京都千代田区霞ヶ関1-2-145 厚生省保健医療局健康増進栄養課▼応募資格 制限なし▼応募方法 B5版の用紙に楷書で、1枚1作品とし、1人3作品までとする。用紙の余白に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を明記のこと。

## 4月1日から法定労働時間が

### 46時間から44時間に短縮

従来、1週間の法定労働時間は、46時間とされていましたが、平成3年4月1日から44時間に短縮されることになりました。

なお、一定の業種・規模の企業については、平成5年3月31日までの間は、46時間の猶予措置があります。

[?]詳しくは、新潟労働基準監督署(☎266-3131)へお問い合わせを。

## 県立自然科学館

- 入館料/大人500円、中学生以下300円
- 開館時間/午前9時半~午後4時半
- 休館日/毎週月曜日
- 所在地/新潟市女池字蓮濁東2010番15 ☎025-283-3331

## 新展示物「ハイテクロボット」

[?]話しかけると、しゃべったり、歌ったり、踊ったりする四つ子のロボットが2月24日(日)に登場します。プラネタリウム「北斗七星物語」は3月5日まで。3月10日から新番組「地球カレンダー」が始まります。ハクチョウ観察会 [?]3月までの日曜祝日午後1時30分~

## スポーツ安全保

に加入しましょう。平成3年度の加入受付がはじまっています。子供会や運動クラブなど5人以上の団体であれば加入できます。加入して、万一のけがや賠償責任、突然死などの事故に備えましょう。掛金は1人年額で、子供や文化活動が360円、一般は1100円(老人団体は500円)。補償は事故による死亡・後遺障害が1400万円(老人クラブは400万円)、入院1日につき4000円(老人クラブは1800円)、通院1日につき1300円(老人クラブは800円)、賠償責任は対人が1億円、対物が50万円、心臓マヒなど突然死の見舞金が50万円です。[?]スポーツ安全協会新潟県支部(☎228-6320)